

2024年1月15日

各 位

東京都台東区上野 1 丁目 15-3

会社名 **株式会社 ナガホリ**

代表者名 代表取締役社長 長堀 慶太

(コード番号 8139 東証スタンダード)

問合せ先 常務取締役管理本部長 吾郷 雅文

(TEL. 03-3832-8266)

当社取締役及び監査役に対する損害賠償請求訴訟に係る 上告の提起及び上告受理申立てに関するお知らせ

当社による開示にて既にお知らせしておりますとおり、大場武生氏（以下「大場氏」といいます。）は、当社に対して、東京地方裁判所において損害賠償請求訴訟（以下「本件対会社訴訟」といいます。）の提起をした後、別訴で、当社取締役及び監査役8名に対しても東京地方裁判所において損害賠償請求訴訟（以下「本件対役員訴訟」といいます。）の提起をし、その後も、大場氏が両訴訟の併合に反対をする等した結果、両訴訟は、別訴のまま裁判所の審理が行われておりました¹。両訴訟については、いずれも、東京地方裁判所から、それぞれ大場氏の請求を全面的に棄却する旨の当社及び当社役員勝訴の判決（以下「第一審判決」といいます。）の言渡しを受けておりました²。さらに、大場氏は、第一審判決を不服として、東京高等裁判所に対して、いずれの判決についても別々に控訴を提起したところ、いずれの控訴審についても、既に第1回口頭弁論期日で弁論を終結しており³、本件対役員訴訟につきましては、2023年12月13日付けにて東京高等裁判所より控訴棄却の判決（以下「控訴審判決」といいます。）の言渡しを受けておりました⁴。

この控訴審判決に関し、2024年1月12日、東京高等裁判所より、大場氏による上告提起通知書及び上告状兼上告受理申立書（以下「本書面」といいます。）の送達を受けましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、本件対役員訴訟は当社取締役及び監査役8名に対して提起されたものであり、当社に対して提起されたものではございませんが、本件対役員訴訟と本件対会社訴訟とは実質的に同一の事案に関して提起されたものであり、本件対役員訴訟は本件対会社訴訟と密接に関連しておりま

¹ 2022年6月15日付け「当社に対する損害賠償請求訴訟の提起に係る訴状受領に関するお知らせ」及び2022年8月19日付け「(開示事項の経過) 当社取締役及び監査役に対する損害賠償請求訴訟の提起に係る訴状受領に関するお知らせ」

² 2023年7月7日付け「当社に対する損害賠償請求訴訟の判決（勝訴）に関するお知らせ」及び2023年7月19日付け「当社取締役及び監査役に対する損害賠償請求訴訟の判決（勝訴）に関するお知らせ」

³ 本件対会社訴訟の口頭弁論終結は本年11月13日であり、控訴審判決期日は、2024年1月17日の予定です。

⁴ 2023年12月14日付け「当社取締役及び監査役に対する損害賠償請求訴訟の控訴棄却判決（勝訴）に関するお知らせ」。

すので、本件対役員訴訟の状況についても、下記のとおりお知らせするものであります。

記

1. 上告の提起及び上告受理申立てがあった裁判所及び年月日

- | | |
|------------------|-------------|
| (1) 裁判所 | 最高裁判所 |
| (2) 上告日及び上告受理申立日 | 2023年12月26日 |
| (3) 本書面の送達日 | 2024年1月12日 |

2. 上告の提起及び上告受理申立てに至った経緯

大場氏は、当社代表取締役が当社の株主に送付するとともに、当社ウェブサイトにて掲載した「第61期定時株主総会招集ご通知」（以下「本件株主総会招集通知」といいます。）においてなされていた事実の摘示及び本件株主総会招集通知を当社ウェブサイトから削除ないし訂正しなかったことが、大場氏の名譽を毀損するものである等と主張し、名譽毀損という重大な違法行為に及び又はそれを阻止しなかったこと等が取締役又は監査役の任務懈怠に該当する等と主張して、当社取締役及び監査役8名に対し、損害賠償を求める訴訟を提起していましたが、2023年7月19日に、東京地方裁判所より、①原告〔大場氏〕の請求をいずれも棄却する、②訴訟費用は原告〔大場氏〕の負担とするとの判決の言い渡しがありました。

大場氏は第一審判決の全部に不服があるとして、東京高等裁判所に対し控訴を提起しましたが、2023年12月13日に、東京高等裁判所より、①当該控訴をいずれも棄却する、②訴訟費用は控訴人〔大場氏〕の負担とするとの判決の言い渡しがありました。

これに対して、大場氏は控訴審判決を不服として、上告の提起及び上告受理申立てを行ったものです。

3. 上告の提起及び上告受理申立てを行った者の概要

大場武生氏

4. 上告の提起及び上告受理申立ての内容

(1) 上告の趣旨

原判決を破棄し、更に相当の裁判を求める。

(2) 上告受理申立ての趣旨

- 1 上告を受理する。
- 2 原判決を破棄し、更に相当の裁判を求める。

(3) 上告の理由

追って、上告理由書及び上告受理申立理由書を提出する。

5. 当社の対応方針等

上記4. (3) のとおり、上告理由書及び上告受理申立理由書が追って提出されるとのことで

あり、現時点においては、上告理由及び上告受理申立理由は明らかではなく、また、上告受理申立てに関して最高裁判所が上告受理の決定をしたわけでもありませんが、当社は、第一審判決が、当社の開示の必要性を認め、かつ、その開示内容が必要な範囲に留まっていたこと等を認定して、いわゆるプライバシー侵害や名誉棄損に基づく不法行為を構成しない旨を判示し、当社取締役及び監査役8名の任務懈怠責任は認められないと認定判断し、控訴審判決も第一審判決を全面的に支持するものであって、当社取締役及び監査役の主張を全面的に認めるものであることから、既に公正かつ妥当な判断が示されたものと確信しております。また、これまでの訴訟において十分に審理が尽くされており、これ以上の訴訟の係属は訴訟経済及び株主の皆様の共同の利益に反するものと考えております。当社は、今後、最高裁判所が上告受理申立事件を受理するか否かを注意深く観察しつつ、必要に応じて適切に対応してまいります。

なお、本件に伴い当社の業績に生じる影響は軽微ですが、当社の業績に影響を与える事項が生じた場合には、速やかにお知らせいたします。

以 上